梶税務経営ニュース

編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶　義明
〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL　0766(25)7722㈹
FAX　0766(25)7723
http://kaji.zei-mu.jp

8月（葉月）AUGUST

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

8月の税務と労務

国　税／7月分源泉所得税の納付　8月11日

国　税／6月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　9月1日

国　税／12月決算法人の中間申告　9月1日

国　税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　9月1日

国　税／個人事業者の消費税等の中間申告　9月1日

地方税／個人事業税第1期分の納付　都道府県の条例で定める日

地方税／個人住民税第2期分の納付　市町村の条例で定める日

ワンポイント　消費税のみなし仕入率の経過措置

金融・保険業、不動産業で見直された消費税の簡易課税制度のみなし仕入率に経過措置が設けられ、本年９月30日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、来年４月１日以後開始する課税期間であっても、届出書に記載した適用開始課税期間の初日から２年間は、改正前のみなし仕入率が適用されます。

平成26年度税制改正対応 NISAに関するQ&A

NISA（少額投資非課税制度）は、本年一月から制度がスタートしていますが、使いづらい点があることから、制度の一層の普及・定着のため平成二十六年度税制改正で見直しが行われ、来年一月から適用されることになりました。今回は、改正を踏まえてQ&A方式でポイントを整理してみます。

Q1 改正前の制度の概要を教えて下さい。

A 制度の概要は、以下のとおりです。

① 対象者…非課税口座を開設する年の一月一日において、二〇歳以上の国内居住者

② 非課税対象…非課税口座で購入した上場株式や投資信託の配当所得・譲渡所得

③ 非課税期間…投資した年から最長五年

④ 投資可能期間…一〇年間（平成二十六年～三十五年）

⑤ 非課税投資額…毎年一〇〇万円（最大五〇〇万円）

⑥ 中途売却…自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）

⑦ 損益通算…特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可

⑧ 口座開設数…一人一口座

なお、NISA口座を開設する際には、以下の点に留意する必要があります。

ア 銀行では株式が取り扱えないため、株式取引を行いたい場合は、証券会社で口座を開設する必要があります。

イ 一般の特定口座からNISA口座への株式、投資信託の移動はできません。

Q2 平成二十六年度税制改正でNISAが一部拡充されたとのことですが、改正の背景は何ですか。

A NISAを利用するには、金融機関や証券会社に非課税口座を開設しなければなりませんが、一人一口座しか開設できません。しかも、非課税口座の利用期間は、平成二十六年から一〇年間とされているものの、①二十六年一月一日～二十九年十二月三十一日、②三十年一月一日～三十三年十二月三十一日、③三十四年一月一日～三十五年十二月三十一日の三つの期間に分けた「勘定設定期間」の同一勘定設定期間内では、口座開設金融機関の変更ができず、また、一度開設した非課税口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内に再開設ができないなどの制約があり、制度が始まる前から使いづらいとの声が出ていたからです。

Q3 NISAの改正内容を教えて下さい。

A 同一勘定設定期間での以下の変更等が認められました。

①一年単位の口座開設金融機関の変更、②口座廃止後の再開設（左ページ図参照）。

Q4 よくある質問とその回答を教えて下さい。

A よくある質問としては、以下のようなものがあります。

(1) 購入できる金融商品はどのようなものですか？

答 上場している株式等と公募の株式投資信託等で、国債、社債等は対象外です。

(2) 既に持っている金融商品を非課税口座に移すことは可能ですか。

答 できません。非課税口座で

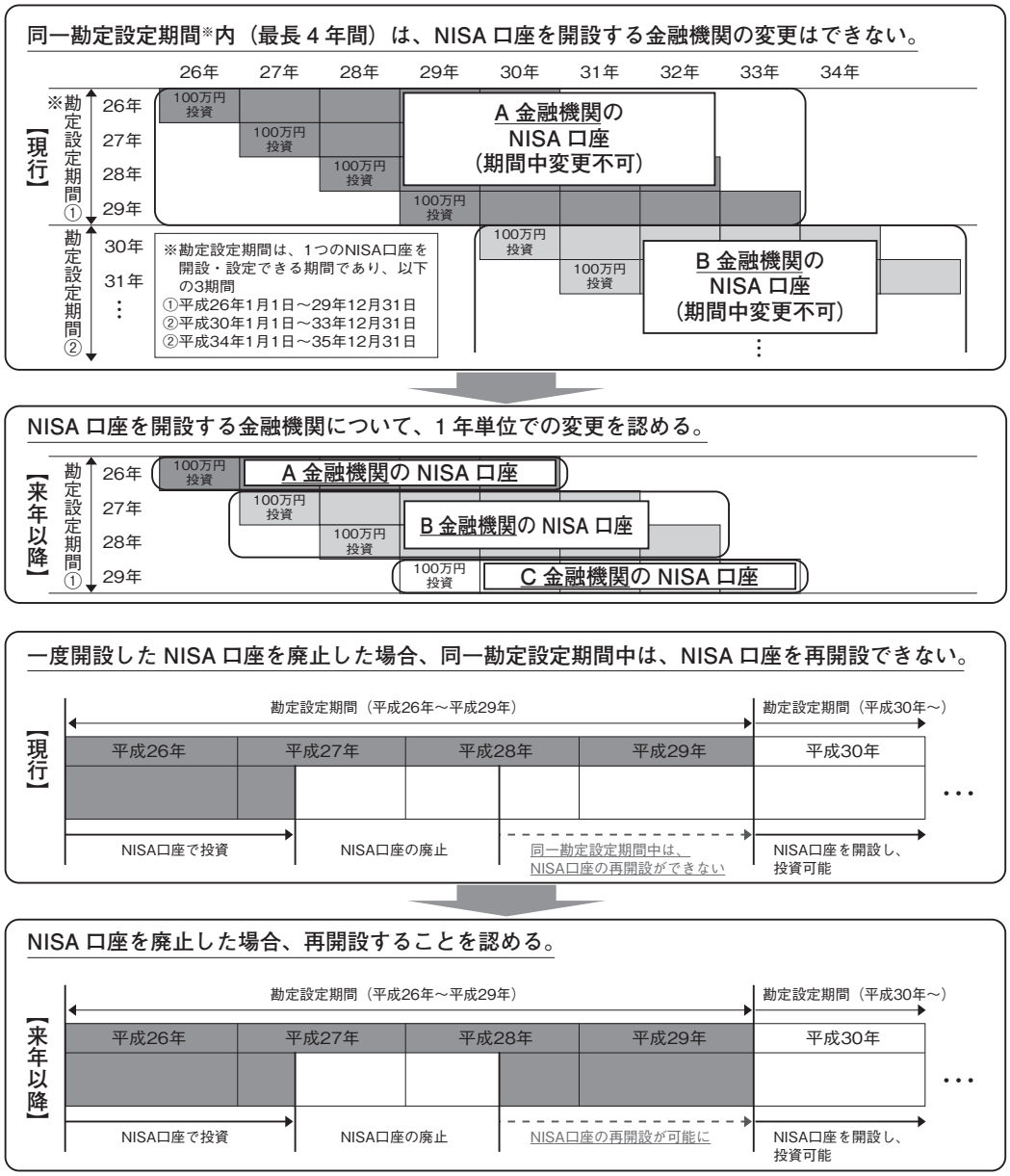

金融庁資料より

新たに購入した金融商品が非課税対象となります。

(3) ＮＩＳＡのデメリットを教えて下さい。

答 ① 非課税口座で損失が発生しても、特定口座や一般口座の利益と損益通算をすることができません。

② 非課税口座で損失が発生しても三年間の繰越控除は適用できません。

(4) なぜ、手続に住民票が必要なのですか。

答 ＮＩＳＡは、すべての金融機関を通じて一人一口座という制度のため、各人がどの金融機関で非課税口座を開設したかを税務署が管理する仕組みとなっており、管理上必要だからです。

(5) ＮＩＳＡ口座での上場株式の譲渡益や配当は、何もしなくても非課税ですか。

答 譲渡益の場合の手続は不要ですが、配当金等の場合には受取方式を「株式数比例配分方式」にする必要があります。その他の受取方式では非課税とはなりませんので注意が必要です。

暑中のご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

景気の回復を後押しするため、飲食費の5,000円基準とは別に企業の交際費のうち接待飲食費の50％を損金算入できる措置が、本年４月１日以後に開始する事業年度から適用されています。中小企業の場合は、接待飲食費に限らず交際費の800万円までを全額損金算入できる定額控除の特例との選択適用となりますので、どちらを適用すべきか自社の状況に合わせた検討が必要です。

少子高齢化は、年金・医療・介護などの社会保障費の増大と、社会保障財源の担い手の減少を招いています。このため政府は、公的年金の支給開始年齢を、個人の選択により、75歳まで先送りする案を検討しているようです。年金受給対象者は、収入・健康を考えた選択が迫られます。

来年10月からの消費税率10％への引き上げは、本年末の景気の状態を見極めて判断されます。10％時に軽減税率を導入するとの平成26年度与党税制改正大綱通りならば、複数税率化に伴う事務負担の増大が懸念されます。中小企業に配慮した対応が望まれます。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

アルバイトに支給する通勤手当の非課税限度額

一か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当や通勤定期券などを支給した月の給与の額に上乗せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行います。

なお、アルバイトやパートタイマーのように、断続的に勤務する者に支給する通勤手当であっても、日割額による必要はありません。通勤手当のうち非課税とされる金額は、その勤務する者にその月中に支給する通勤手当の合計額のうち、所得税法施行令二〇条の二各号に非課税限度額として規定されている額に達するまでの金額となります。

キャンセル料の消費税の取扱い

キャンセル料には、解約に伴う事務手数料としての性格のものと、解約に伴い生じる逸失利益に対する損害賠償金としての性格のものとがあり、どちらに該当するかによって消費税の取扱いが異なります。

解約に伴う事務手数料は、解約手続などの事務を行う役務の提供の対価ですから課税の対象となります。一方、逸失利益に対する損害賠償金としてのキャンセル料は、本来得ることができたであろう利益がなくなったことの補てん金ですから、資産の譲渡等の対価に該当しないため課税の対象となりません。

例えば、航空運賃のキャンセル料などで、払戻しの時期に関係なく一定額を受け取ることとされている部分の金額は、解約に伴う事務手数料に該当し課税の対象になりますが、搭乗日前の一定日以後に解約した場合に受け取る割増しの違約金部分は課税の対象となりません。